「みやこ町就学援助制度」のお知らせ〈令和８年度〉

みやこ町教育委員会

就学援助制度とは、経済的な理由で小・中学校への教育費の支払にお困りの家庭に対して、学用品費など、学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度です。

令和７年度受給していた世帯、入学準備金を受給した世帯も、必ず申請が必要です。

援助の対象となる世帯

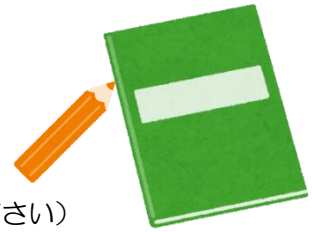

①生活保護が停止又は廃止となった世帯

②世帯全員の町民税が非課税の世帯

③児童扶養手当を受給している世帯（児童扶養手当証書を申請書に添えてください）

④その他経済的に困っている世帯（生活保護基準１．５倍未満の世帯が対象）

※対象所得の目安（参考：令和７年度モデルケース（家族構成や年齢等諸条件により異なります。）

世帯員	家族構成	所得額（持家）	所得額（借家）
２人	父（30 歳）、子（新小 1）	～1,950,000	～2,100,000
３人	父（32 歳）、母（31 歳）、子（新小 1）	～2,350,000	～2,500,000
４人	父（35 歳）、母（35 歳）、子（新小 1）、子（2 歳）	～2,560,000	～2,700,000
５人	父（36 歳）、母（33 歳）、子（新小 1）、子（3 歳）、子（1 歳）	～2,850,000	～2,990,000

◎所得額は、令和７年のものを使用します。給与（年金）収入の場合、給与（年金）所得控除（収入額による異なる）から社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除がある場合は、それを差し引いた金額になります。

◎同一世帯の所得（祖父母と同居で世帯が同じ場合は、そのかたも含む）はすべて合算します。

◎上記対象所得の目安は、家族構成、年齢等により認定となる所得の基準額が変わります。この目安額を超えていても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合がありますので、ご了承ください。

※　令和８年１月１日に住民登録のあった市町村で、令和７年の所得の申告を済ませておいてください。収入のないかたも申告が必要です。

※　生活保護を受給中のかたは、この制度の支給対象になりません。

申請の手続き

■申請方法は２通り

①電子申請

右の QR コードを読みこむか、
みやこ町役場 HP の「就学援助制度について」から電子申請リンク先

②窓口申請

以下のいずれかに申請書類等を提出してください。

・教育委員会学校教育課

・現在通学している小学校・中学校

【受付期間】 <u>令和８年４月１日（水）から令和８年５月８日（金）まで</u>

この期間に申請した場合は、４月からの援助費が支給されます。

受付期間終了後も随時受付けますが、援助費は認定された月からの支給となります。

詳しい申請方法は、裏面をご覧ください。

申請書類

（１）令和８年度就学援助申請書　※町学校教育課、町ＨＰ、各小中学校にあります。

（２）添付書類等

申請理由①　生活保護の停止又は廃止された人は、「廃止決定通知書」の写し

③　児童扶養手当の受給している人は、「児童扶養手当証書」の写し

④　添付書類は必要ありませんが、必ず令和８年１月１日に住民登録のあった市町村で**令和７年中の所得の申告を済ませてください。収入のない人も、申告が必要です。**

審査結果について

７月上旬に各家庭に郵送でお知らせします。

支給額・支給時期

１学期（７月）・２学期（１２月）・３学期（３月）に支給します。

※新入学学用品費は、１学期（７月）に支給、修学旅行費は、実施後１～２か月後に支給、入学準備金、卒業アルバム代は３月に支給となります。

【援助項目と金額】　※下表は令和７年度の金額です。令和８年度は変更になる場合があります。

援助項目	援助限度額		備考
	小学校	中学校	
給食費（月額・実費）			給食費免除のため対象外
学用品費（年額）	11,630 円	22,730 円	
通学用品費（年額）	2,270 円	2,270 円	
新入学学用品費	57,060 円	63,000 円	４ 月認定者で入学前に入学準備金を支給していない場合に限る
校外活動費（宿泊なし・実費）	1,600 円以内	2,310 円以内	
校外活動費（宿泊あり・実費）	3,690 円以内	6,210 円以内	
修学旅行費（実費）	標準 20,000 円	標準 60,000 円	
卒業アルバム代（実費）	11,000 円以内	10,000 円以内	
医療費	実費（医療費）	実費（医療費）	学校から治療の指示を受けた医療費
オンライン学習通信費（年額）	15,000 円	15,000 円	

支給方法

保護者の口座へ振り込むか、学校に受け取りを委任するかを選択します。

※個人口座を選択した場合でも、学用品費の納入に１回以上滞納が発生した場合、学校の申し出により学校振込に変更します。

※学校に委任している場合でも、「新入学用品費」は保護者の口座に振り込まれます。

【お問い合わせ先】

みやこ町教育委員会　学校教育課　教務係　（電話：０９３０－３２－６００５）